

議会基本条例見え消し

○池田町議会基本条例

平成25年9月10日条例第5号

池田町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動原則及び議会機能の強化（第2条—第10条第11条）

第3章 議員の責務と活動原則（第11条第12条・第12条第13条）

第4章 町民と議会との関係（第13条第14条）

第5章 議会と町長等との関係（第14条第15条—第17条第18条）

第6章 議員定数・報酬（第18条第19条）

第7章 最高規範と見直し手続き（第19条第20条・第20条第21条）

附則

池田町議会（以下「議会」という。）は、池田町民（以下「町民」という。）から選ばれた議員により構成される町民の代表機関である。

二元代表制は議会と池田町長（以下「町長」という。）がともに町民の信託を受け、対等な関係のもとに、それぞれの特性を活かし、緊張感を保ちながら切磋琢磨し、町民の福祉の向上と町発展に努める制度である。

議会は主権者である町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、町政を監視する責務を有する町民の意思決定機関であり、町民自治を発展させ、町民とともに歩む議会の使命は重大である。

いま地方分権・少子高齢化・人口減少の時代を迎え、先人が築いてきた歴史、伝統、文化を引き継ぎ、町民が安心して生活でき、元気な池田町をつくることが求められている。継承し、持続可能な池田町を未来につなげるため、町民・議会・行政が協働してまちづくりを進めることが必要である。

北アルプス展望と田園・里山に囲まれた美しい池田町を未来につなげるため議会は、「町民の声」「議員間討議」を大切にするとともに、「町民に開かれた議会」を目指し、不断の努力を続けることをここに決意し、「池田町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の責務と活動原則などを明らかにすることにより、町民の負託に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与し、豊かで明るく住みよい池田町の実現を図ることを目的とする。

第2章 議会の責務と活動原則及び議会機能の強化

(議会の責務)

第2条 議会は町民を代表する唯一の議決機関であることを深く認識し、適切な判断と責任ある活動により、町の政策決定を行うとともに、事務の執行に対し監視と評価を行い、町政の発展に資する政策提言を行う。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は情報公開に努め、町民に開かれた議会運営を行い、議会への町民参加を推進し、町民への説明責任を果たす。
- (2) 議会は、議会が言論の場であることや合議制機関であることに鑑み、議員間の自由な討議を積極的に推進し、政策等の論点、争点を明らかにする。
- (3) 議会は、町民の意見を的確に把握し、町政に反映させるため必要な政策提言を行い、町民とともに町づくりに取り組む。
- (4) 議会は、本会議、委員会、すべての会議を原則公開とする。
- (5) 議会は、常に議会改革に取り組む。

(委員会)

第4条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営を行う。

2 委員会は政策提案を積極的に行うよう努める。

3 常任委員会を代表する議員は、本会議の一般質問において、議長の許可を得て、所管する町の一般事務について質問することができる。

(付属機関)

第5条 議会は、審査、諮問または調査の必要があると認めるときは、有識者等で構成する付属機関を設置することができる。

(議会機能の強化)

第6条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。

2 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努める。

3 議会は、毎月議員協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図る。

4 議会は、計画的な議会活動を進めるため「議会活動計画」を策定し、議会活動の活性化に努める。

5 議会は、町民との協働による政策提言を進めるため池田町議会政策サポーター（以下「政策サポーター」という。）を置くことができる。政策サポーターの人数、選び方、任務などは別途に定める。

(災害時の対応)

第7条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行う。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

(研修の充実)

第7条第8条 議員及び議会事務局職員は、議会活動に資するため、積極的に研修等に参加する。

(交流及び連携の推進)

第8条第9条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流し連携を図る。

(議会事務局の体制整備)

第9条第10条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を支援するため議会事務局の充実に努める。

(議会図書室の充実)

第10条第11条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の充実に努める。

第3章 議員の責務と活動原則

(議員の責務)

第11条第12条 議員は、町民から負託を受けた議会を構成する一員として、倫理と公正を保持し、議会の役割と責任を誠実に果たすよう努める。

(議員の活動原則)

~~第12条~~**第13条** 議員は、町民の意見を的確に把握し、日常の調査や研究活動を通じて自己研鑽に努める。

- 2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重する。
- 3 議員は、議会活動について、町民に説明責任を果たす。
- 4 議員は、町民の目線に立ち行政運営を監視し、政策提言を行う。

第4章 町民と議会との関係

(議会への町民の参加及び町民との連携)

~~第13条~~**第14条** 議会は町民に積極的に議会の情報を発信し、町民との情報の共有化を図る。

- 2 議会は、請願・陳情を町民の政策提言と位置づけ、その審議に当たっては関係町民から意見を聞く機会を設けることができる。
- 3 議会は、町民の意見を的確に把握するため、町民と議会の意見交換会（議会報告会）を年1回以上開催する。前項で出された要望・意見を議会運営委員会で整理したのち、常任委員会で検討し、町長等に対応を求めるとともに、政策提言に活かす。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法~~第109条第6項~~**第115条の2第2項**に規定する参考人制度を活用して町民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努める。
- 5 議会は、町民が議会を身近に理解する方法として休日議会、模擬議会（子ども議会等）を開催することができる。
- 6 議会は、議会報やインターネットを利用した議会中継及びホームページ等を用いて町民に議会の情報を積極的に伝える。
- 7 議会は、重要議案・陳情・請願などに対する各議員の対応を議会報で公表するなど、情報の提供に努める。
- 8 議会は、町民が傍聴しやすい環境整備に努める。

第5章 議会と町長等との関係

(本会議での議会・議員と町長等との関係)

~~第14条~~**第15条** 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 町長等は、本会議における一般質問に対して、論点・争点を明確にするため、議長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策形成過程の説明)

第15条第16条 議会は、町長が提案する重要な政策、施策及び事業について、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求める。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯と関係法令
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠・位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果・コスト

(予算・決算における政策説明)

第16条第17条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、町長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう求める。

(議決事件の拡大)

第17条第18条 地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件に町の基本構想（総合計画）を加える。

第6章 議員定数・報酬

(議員定数及び議員報酬の改正)

第18条第19条 議員定数（以下「定数」という。）及び議員報酬（以下「報酬」という。）の改正にあたっては、行財政改革の視点のほか、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する。

- 2 議員が定数及び報酬を改正する議案を提出するにあたっては、改正理由の説明を付して、議長に提出する。

第7章 最高規範と見直し手続き

(最高規範性)

第19条第20条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行い、徹底を図る。

(**検証及び**見直し手続き)

~~第20条~~**第21条** 議会は、1年ごとに議会運営及び議員活動がこの条例に則しているか検証をしなければならない。

2 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、条例改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

~~2~~**3** 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。